

2011年10月19日

CRT用ガラスに関する欧州委員会の決定について

旭硝子株式会社

当社は、2011年10月19日（日本時間）に、欧州委員会より、欧州におけるCRT用ガラスのカルテルに関して、和解手続きに従い45.1百万ユーロ（約48億円）の課徴金支払いを命ずる決定の通知を受けましたので、お知らせします。

CRT用ガラス事業について、過去、当社は欧州において製造拠点を保有せず、また、すでに同事業から撤退しております。これまで当社は、欧州委員会との間で解決に向けた協議を重ねてきましたが、対応の長期化による費用の増加や事業全体への影響等を慎重かつ総合的に勘案した結果、今般、和解することといたしました。本件に伴う課徴金は既に引当済みです。

なお、同事業に関しては韓国の競争法当局からも調査を受けておりますが※、同調査は継続中です。

（※第86期有価証券報告書「事業等のリスク」に記載）

以上

◎本件に関するお問い合わせ先：旭硝子(株) 広報・IR 室長 上田 敏裕
（担当：戸張 TEL：03-3218-5603、E-mail：info-pr@agc.com）